

佐久市立小中学校 新型コロナウイルス対応
臨時休業（休校）、出席停止等の基準（R3.1.12 改訂版）

佐久市教育委員会

令和2年10月に見直した臨時休業や出席停止等の基準について、その後出された国・県のガイドラインや現在の対応の状況を踏まえて、さらに見直しを行い、児童生徒や教職員本人が感染者となった場合の公表等について下記（アンダーライン部分）のとおり改めました。

記

1 児童生徒及び教職員本人が感染者となった場合の対応

- (1) 患者本人は、治癒するまで、児童生徒：「出席停止」（教職員：療養休暇）の措置
- (2) 保健所による濃厚接触者の特定、防疫に関する指導の下、必要な場合は、当該学校の全部または一部を臨時休業（休校）として校内等の消毒を行う。その後、専門機関と相談し学校を再開する。
- (3) 当該学校の保護者には、感染者が確認された事実及び臨時休業（休校）の実施の有無をはじめ学校がとる対応について通知する。
- (4) 感染拡大防止、風評被害防止の観点から必要と認めた場合は、保護者に同意を得たうえで校種と公衆衛生上の対策（臨時休業予定期間、消毒の実施など）を公表する。

2 児童生徒及び教職員本人が濃厚接触者に特定された場合の対応

濃厚接触者本人は、児童生徒：「出席停止」（教職員：就労制限）の措置（2週間）

3 児童生徒、教職員本人の同居家族が感染者となった場合

当該児童生徒、教職員本人は濃厚接触者として特定されるか否かに関わらず、児童生徒：「出席停止」（教職員：就労制限）の措置（2週間）

4 児童生徒及び教職員本人の感染は確認されていないが、発熱等の風邪症状がある場合の対応

- (1) 児童生徒は、「出席停止・忌引き等の日数」とし、欠席扱いとしない。
- (2) 教職員については、就労制限の措置を行う。

5 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒について

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒、あるいは糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある児童生徒、その他重症化するリスクが高い児童生徒は、主治医と相談の上、個別に登校の判断をする。登校すべきでないと判断される場合は「出席停止、忌引き等の日数」とし、欠席扱いとしない。

6 その他の出席停止等の扱いについて

感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させない場合について、感染経路の分からない患者が急増している地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断すれば、「出席停止・忌引き等の日数」とし、欠席扱いとしない。

7 臨時休業後の給食の提供再開について

臨時休業の決定により、給食を停止するが、期間がはっきり決まらないため、再開が決まるまで停止とする。給食提供再開は、学校再開決定後、休業日を除く4日目からを基本とする。

なお、感染者や濃厚接触者の状況や今後の感染拡大の状況によって、上記の判断とは異なる対応が求められることもあります。

また、感染者や濃厚接触者が特定された場合などに、当該の児童生徒や家族等に対して誹謗・中傷などがないように、冷静な対応をお願いします。